

はじめに

秋田沿岸は、北端の青森県境から南端の山形県境に至る全長約264km、6市2町からなる区域である。本沿岸は、冬季風浪や台風、地震、津波などの厳しい自然条件にさらされており、これらによる災害から背後地を防護することが課題となっている。

このため、秋田県では海岸事業により、津波、高潮、海岸侵食などによる海岸災害から、背後の人命、財産、そしてわが国の国土を守るための海岸保全施設整備を進めてきた。これまでに整備された海岸保全施設により、顕著な海岸災害の発生は防止されるようになったものの、いまなお越波や浸水による災害も発生しており、まだまだ防護水準が十分に満たされたとはいえない状況にある。また、地震、津波のほか、既存施設の老朽化や機能低下、流出土砂の減少に伴う侵食の激化も懸念されている。

一方、秋田沿岸は豊かな自然環境を有しており、古くから秋田の文化、歴史、風土を育んできた。しかし、沿岸域の開発とともに自然海浜が減少しているほか、船舶の放置や車両乗り入れのような無秩序な行為によって海岸環境が損なわれることもあり、残された自然海岸の保全が望まれている。

また、秋田沿岸は漁業、海運に利用されてきたことに加え、近年では海洋性レジャーや様々な動植物と触れ合う場としての利用ニーズが増大しており、利用の競合による弊害が発生しつつあることから、適切な利用の促進を図る制度が望まれている。

このような中、環境保護や海岸利用の多様化などの社会情勢変化に対応するために平成11年に海岸法が改正され、平成12年4月に施行された。改正海岸法は、“防護”だけでなく、“海岸環境の整備と保全”や“公衆の適正な利用”にも配慮し、「防護」、「環境」、「利用」のバランスのとれた、総合的な海岸管理を目的としている（図1参照）。

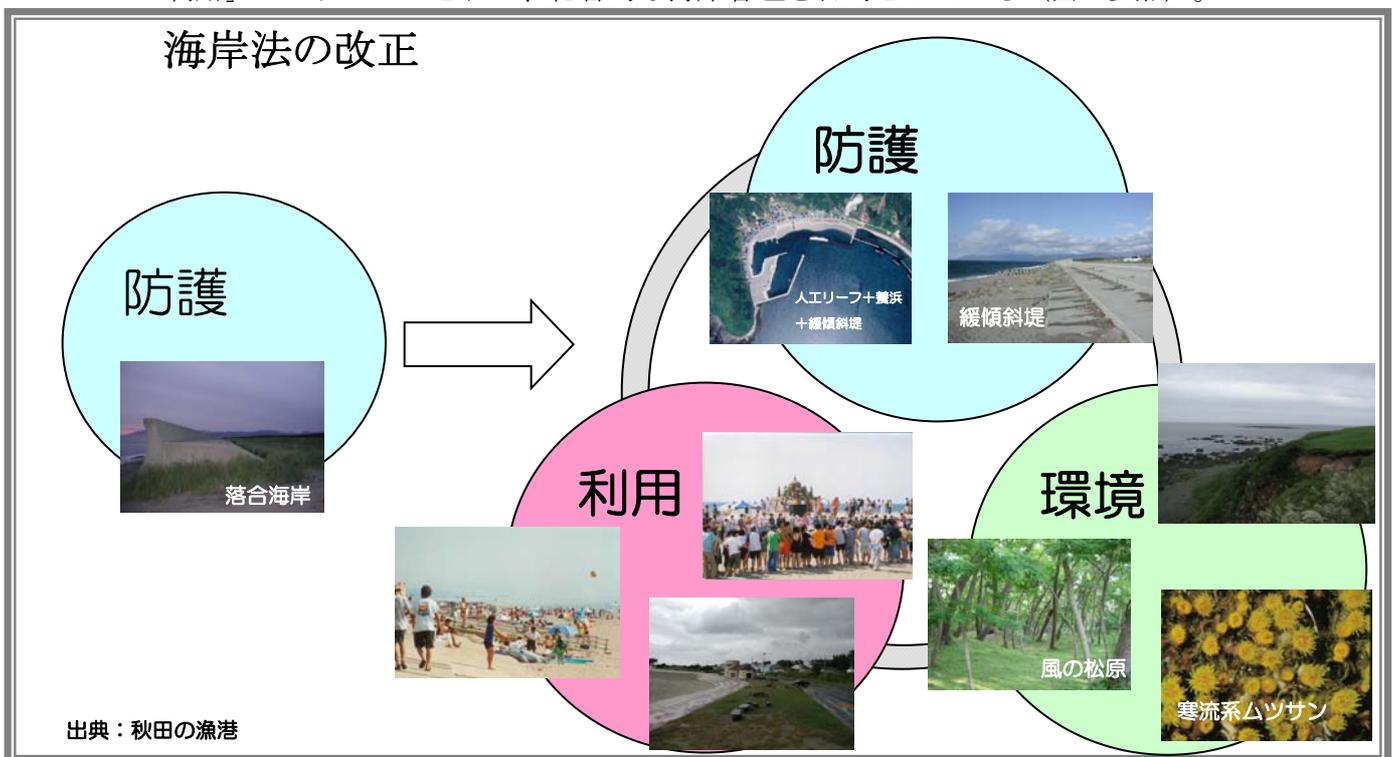


図1 海岸法改正（平成11年）のポイント

このような背景の下、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けて、国が平成12年5月に海岸保全基本方針を策定し、各海岸の海岸管理者はこの方針に従って、全国を71に区分した沿岸ごとに、海岸保全基本計画を策定することとなった。

この基本方針では海岸を国民共有の財産として、「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸保全の基本的な理念としている。そしてこの理念の下に、「防護」、「環境」、「利用」が調和し、地域の特性を活かした、地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとしている。

さらに本計画の策定に際しては、沿岸の市町村や地域住民、漁業関係者、NPO、海で働く人々などの、海岸に関わる様々な人に計画策定時点から参画していただき、多面的な意見を聞くことにより、対象としている海岸が将来どのような姿であるべきかを十分見極めた上で、互いに協力、連携しながら海岸の保全に取り組むこととなった。

秋田県では秋田沿岸について、平成15年12月に海岸保全基本計画を策定し、“安全で美しい海岸空間の創出”を目指して、総合的な海岸保全をより一層推進していくものとした。



平成23年3月には、東北地方太平洋沖を震源とする巨大地震によって東日本大震災が発生した。東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波によって、東日本太平洋沿岸域を中心に多大な人的・物的被害が発生し、海岸における防災・減災対策の重要性が高まっている。また、地球温暖化による海面上昇や台風の巨大化による沿岸地域への影響増大、海岸保全施設の急速な老朽化等の課題に対応するため、平成26年に海岸法の一部が改正された（図 2参照）。

これにより、平成15年に策定された秋田県海岸保全基本計画を改定するものである。

<p>① 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（背景）東日本大震災で堤防が壊れ、背後地の被害が拡大 ・（改正）緑の防潮堤など粘り強い構造の堤防の位置づけ ・（改正）防災、減災対策に関する協議会の設置 	
<p>② 水門・陸閘等の操作規則等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（背景）東日本大震災で水門陸閘の操作者が多数犠牲 ・（改正）操作方法、訓練等に関する規則策定の義務付け ・（改正）障害物の処分に関する仕組みを整備 	<p>出典 改正海岸法パンフレット(平成26年)</p>
<p>③ 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（背景）高度成長期に整備された施設が、今後急速に老朽化 ・（改正）管理者が施設維持、修繕すべきことを明確化 ・（改正）統一的な維持、補修の基準を策定 	<p>仁賀保海岸</p>
<p>④ 座礁船舶の撤去命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（背景）海岸保全区域内の座礁船舶を撤去させる仕組みが未整備 ・（改正）座礁船舶を撤去させる仕組みを整備 	
<p>⑤ 海岸協力団体制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（背景）民間団体等では海岸における多様な活動を実施 ・（改正）海岸の維持等を適切に行える海岸協力団体に認定し、活動を促進 	
<p>＜民間団体等の具体的活動の事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸環境の維持 ・ 利用の適正化 ・ 海岸植生の保護 ・ 環境教育活動 ・ 希少種保護 ・ 調査研究 	<p>海岸環境の維持（清掃活動）</p>

図 2 海岸法改正（平成26年）のポイント